

# 肥前国府に関する再検討

高橋誠一

先に筆者は、肥前国府について、佐賀県佐賀郡大和町久池井付近に約方7町域の府域を推定した。<sup>1)</sup>しかし、その際の理由として示したのは、小字名と小字界線および現存の主要な道路でしかなかった。その後、大和町内において広範な発掘調査が実施され、かつ筆者もまた、より詳細な地割等に関する調査をなしえたので、あらためて再検討することを本稿の目的とした。

## 1 国府の所在をめぐる諸説

『和名抄』には「小城郡乎岐国府」と記されているが、吉田東伍の「小城に絶えて府址を見ず、佐賀郡久池井に遺址ありて、其国分尼寺并に惣社も此に在れば小城に作るは誤りならん」という指摘以来、肥前国府の所在地として佐賀郡大和町の嘉瀬川左岸の地をあげる説がほとんどである。小城郡の国府所在の可能性を完全に否定しきれるか否かは別問題としても、嘉瀬川左岸の地に国府が設置されたことは、まず確実であるといってよい。

すなわち、この地には主軸長98mの銅子塚をはじめとして、高畠・前隈山・築山・礫石・西隈などの古墳(群)が存在し、肥前国内で最も地域中心地的な地位を占めている。これらの古墳は『日本靈異記』にみえる「肥前佐賀郡大領佐賀君児公」と密接な関連をもつことが推定される。また周辺には帶隈山神籠石・奈良時代創建と推定される大願寺廃寺跡・肥前一ノ宮の河上神社も立地しており、弥生時代以降この地域は

長く肥前の中心地でありつけた。さらに一般的には国府に近接することの多い国分寺跡・国分尼寺跡や印鑰社が、嘉瀬川左岸に位置していることも国府所在地としての可能性を示唆する。

地名をとりあげてみても、国府の所在を示唆する例が多い。総社の遺称である「惣座」、国司甘南備真人淨野の名とも共通する「甘南備(比)山(神社)」のほかにも、「国分」と「尼寺」(国分寺・国分尼寺)・「国尺」(米倉二郎によれば国造→國作→國尺)・「佐熊」(国府または惣社へ収める米が散布したことを示す散米から転訛か)・「納所」(国府への貢租物を納める倉庫か)・「印鑰」・「下印鑰」・「序の坪」・「宝満」・「鍵(鑰)尼」・「館」などの大字名や小字名が集中して遺存しているのである。

したがって大和町の嘉瀬川左岸に肥前国府を推定することは、ごく妥当なことである。ところが、具体的な位置やプランについては、従来から提示されてきた説が微妙なズレを示している。<sup>2)</sup>以下、諸説の概要を記したい。

まず米倉二郎は、惣座・佐熊・久池井を含む国府域を想定し、久池井から北原・小川を経て金立に通じる道路と国道263号線との分岐点の北側に方2町の国庁を考えている。米倉説の場合、府域の北西隅付近から南東隅付近にかけて現国道263号線が斜交しており、北東半が水田、南西半が畑や果樹園の存在する自然堤防にあたり、南東隅に接して印鑰社が鎮座している。この説の主要な根拠は、惣座集落からやや南に

1) 高橋誠一「古代山城の歴史地理」、人文地理24-5、1972、14・15頁。

2) 吉田東伍『大日本地名辞書上巻』、1907。

3) 佐賀県教育委員会『肥前国府跡I』、1978、8・9頁。



第1図 肥前国府と遺跡 (1:25000)

Ⓐ 米倉説国府	1 河上神社	7 印鑰神社
Ⓑ 高橋説国府	2 高畠古墳	8 国分尼寺
Ⓒ 米倉説国庁	3 甘南備神社	9 築山古墳
Ⓓ 木下説国庁	4 磐石古墳群	10 国分寺
E-F : 条の基準線（延長部）	5 前隅山古墳	11 尼寺支石墓
G-H : 延喜道（西海道）	6 西隅古墳	

偏して東行する道路・畦畔と惣座集落からやや西に偏して南行し市ノ江川へ達する道路が、ほぼ直交していること、および「庁の坪」なる地名（現在ではこの地名は地籍図等には見られない）<sup>4)</sup>の存在であった。

これに対して筆者は、尼寺の交叉点をほぼ東西に走る県道久留米小城線付近を南限とし、久池井から金井へ通じる道路を北・県立春日園の東側の南北道路を東・県立佐賀農芸高校の中央付近を西の境界とする約方7町程度の府域を想定した。その主要な拠り所は、「印鑰」・「納所」

・「宝満」などの小字名と道路の形態であったが、想定府域の中に印鑰社と国分尼寺が含まれてしまうという弱点を有している。また想定のための資料としたのが主として主要道路と小字界線でしかない、という欠点も認めねばならない。<sup>5)</sup>

木下良は、国府域については米倉説を肯定しつつも、その国庁域は低湿な水田で洪水の被害をうけやすくて不適当であるとし、国道263号線西側で佐熊集落の北側約2町四方の地を国庁域として考えた。この地は多くの布目瓦を出

4) 米倉二郎「九州の条里」、九州アカデミー1、1960、および同「郡郷と条里制」、『佐賀県史』上巻、1966、356・357頁。

土する通称「瓦塚」と呼ばれる微高地（畠地）で、想定国府域のやや西に偏した中央地にあたる。<sup>5)</sup>

以上のはかにも、瓦散布の多い久池井集落付近に国府を推定する木原武雄説や、国分寺と国分尼寺の中間、築山古墳一帯などの諸説があるし、国道263号線の西方の畠地の萩原と春日から久池井集落西方にかけての「高段土井」といわれる堤防上に水路を設けた長堤に関する「萩原長者」・「粟の長者」伝説と国府を関連づける考えも提示されている。<sup>註3)</sup>

このように、多くの説があるとはいものの、いずれも確証に乏しく推定の域を出ないというのが、1975年までの状況であった。

## 2 肥前国府の発掘調査

(1) 発掘の経緯 これらの状況を一変させたのが、九州横断高速自動車道計画の発表であった。計画によれば当該地域を自動車道が通り、惣座付近にインターチェンジが設けられるという。そこで佐賀県教育委員会を中心として、国府跡の発掘調査が急拵実施されることになった。まず1974年には遺物の散布状況が、前記の米倉推定国府域内において調査されたが、それによれば弥生式土器や須恵器は広範に分布しているが、布目瓦は通称瓦塚といわれる嘉瀬川左岸の自然堤防上と久池井集落の内部とその周辺に分布密度が高く、ついで米倉推定国府域南限付近と惣座集落周辺にも分布することが判明した。

この調査を前段階として、本格的な発掘調査が開始されたのは、1975年11月のことである。以降、発掘調査は米倉推定国府域の北部と西部および域外の北部・西部、(すなわち小字「武本杉」・「三本杉」の北部域と「四本杉」・「五本杉」のほぼ全域および「六本杉」の一部)にまで拡張され、多くの遺構の存在が判明しつつある。調査はなお継続中であるが、現段階で確認された遺構の概要を以下に記す。

発掘域は大別して、山麓から平野部へ南下してひろがる水田域と、嘉瀬川左岸の自然堤防上の果樹園域・畠地域である。このうち、結論からいえば、後者の自然堤防上において、最も注目すべき遺構が検出されたが、米倉推定国府域からは直接的に国府に関連する遺構は検出されなかった(発掘地区については後掲の第2図参照)。

まずI地区では、南北の溝が9条検出されたが、時代的には奈良時代より古いものと推定されている。N地区でも西北から東南へ斜行する小溝と、東北から西南へ斜行する小溝が検出され、弥生時代のピット群も検出された。R地区では、大小の溝群のほかに、青磁と白磁を出土する井戸、弥生後期の土器を伴出する小川、4個の柱穴が方形に並びその両側が浅い溝状を呈しさらにその西側に3個の柱穴をもつ遺構、2間×2間の縦柱の掘立柱建物跡や3間×6間の建物跡などが検出された。またO地区では奈良時代の小規模な掘立柱の住居跡と推定される小柱穴群、S地区では奈良時代と推定される深い溝が検出されたが、いずれも国府との関連は不明である。惣座集落西南部のD地区では、3間×5間の縦柱の東西棟など、さらに通称瓦塚と呼ばれる地を含むQ地区でも建物群が検出されたが、これについては後述する。

上記の遺構のほかにも弥生時代の堅穴住居跡や甕棺墓・石蓋土壙墓などが発見されているが、ここではその詳細は省略したい。

(2) 国府関係の建物群 以上の諸遺構のうちで、各所でその存在が判明した大小の溝跡群については、その実態がなお不明である。時代的にも相当に古い溝もあり、方位の点でも国府とは無関係と考えられるものが多い。したがって、本稿では、現在までに判明している建物のうち、官衙もしくはそれに類する要素をもつと考えられる遺構について述べることにしたい。

5) 木下良「印鑑社について」、史元17、1973、11頁。

D地区……5間×3間(8.3m×5.5m)の東西棟で総柱の建物。建物の南北軸はN4°36'00"W。柱痕跡が大きく、構造的にみて倉庫と考えられており、正倉であった可能性も強い。

R地区……[RB 地区]：3間×6間(南北棟), 3間×5間(東西棟), 4間×6間(東西棟)の3棟の建物は、いずれもその南北軸がほぼ真北で、2棟の東西棟の南にはほぼ平行する東西の溝が走る。これら3棟は8～9世紀のものと推定されているが確証はない。また同じ RB 地区で、2間×2間の掘立柱建物が5棟検出されたが、このうち1棟の南北軸はN11°18'35"W、他の4棟は真北に近い南北軸である。[RC 地区]：2間×3間, 2間×2間(2棟)の建物などのほか、井戸と推定される遺構が検出されている。建物の南北軸はいずれも真北に近い。[RG 地区]：7間×3間(13.5×4.2m)の東西棟, N2°27'27"Wの南北軸の建物(①)。2間×1間(5.35×2.4m), N20°22'35"Wの南北軸の建物(②), 3間×1間(4.6×2.65m), N20°22'35"Wの南北軸の建物(③)。7間以上×3間(18m以上×6.5m)の南北棟, N4°3'12"Wの南北軸の建物(④)。1間×1間(2.85×2.65m), N11°58'33"Wの南北軸の建物(⑤)。これら RG 地区の建物は3時期に区分され、A期—⑤, B期—④・①, C期—②・③というように推定されている。溝によって囲まれた建物も存在するが、全体としては瓦の出土量は少ない。

Q地区……嘉瀬川左岸のクロボクに覆われた自然堤防状の微高地であるこの地区では、最も注目すべき建物群が判明しつつある。1983年3月までの段階で、20.9×5.4m, 25.1×10.7m, 20.9×5.4m, 4.8×17.7mなどの掘立柱建物の存在が確認されている。玉石組みの雨落ち溝なども出土しており、かつ各々の建物の南北軸の

方位がN6°50'Wにはほぼ共通している点も明らかにされてきた。したがって上記の建物は、それぞれ後殿・正殿・前殿・脇殿にあたるものと考えられており、さらに南にはもうひとつの脇殿や南門跡と推定される遺構も判明してきた。これらの建物は1時期のみのものではなく、柱穴の重複関係からみて、前殿は2時期、正殿は1時期、後殿は2時期、脇殿は2時期、南門は3時期(最終期のものは礎石建築物)にわたるものと推定されている。出土遺物から明確な時期を判定することは困難であるが、一応は8世紀から9世紀にかけてのものと考えられ、さらに築地状遺構や溝などから、これら一群の建物をとりかこむ国庁中心地区として、東西約77.2m・南北約104.5m<sup>6)</sup>の範囲が想定されている。

もちろん未解明な点は、まだ数多い。すなわち、北の境界がはっきりしない点、南門跡の前面(南部)に道路遺構が確認できない点、時期がなお不明確な点、はたして現在考えられているような東西対称のプランが実在したのかという点、などが主なものである。また、Q地区の北部や東部で発見されている建物との関係についても疑問点が多い。Q地区以外の建物が国庁の施設であるとすれば、国庁域が方2町の範囲をはるかにこえてしまうことになり、かつ先述した RB 地区の遺構のような南北軸が真北のものとは方位の点で大幅にずれるという問題も残る。

しかし、これらの問題点はひとまずおくとして、Q地区すなわち自然堤防状の微高地で検出された建物は、その規模や方位の共通性と配置からみても、国庁の中心施設であった可能性はきわめて強い。他地区的発掘範囲では出土量の乏しい瓦についても、Q地区では軒丸瓦・軒平瓦などが大量に出土しており、この地区的建物

6) 前掲注3)の報告書1～90頁、佐賀県教育委員会『肥前国府跡Ⅱ』、1981、1～68頁、および日野尚志「肥前国府」、地理25-9、1980、100・101頁、高島忠平「肥前国府跡」、佛教藝術124、1979、133—136頁。なお第8次調査については佐賀県教育庁文化課の資料によった。

が本格的な瓦葺の官衙であったことを示唆しているのである。それゆえ、多年にわたって諸説が提示されてきた肥前国府のうち、少くともある時期の国庁の所在については、ほぼ解決した、と表現するべきであろう。

(3) 発掘結果をふまえた説 以上のような発掘調査の結果をふまえて、肥前国府に関する新たな見解が提示されつつある。まず発掘当事者である佐賀県教育庁文化課は、次のように考えている。すなわち先述のQ地区の遺構は、国庁址であり、その特徴として回廊が主要建物を取りつく形式をあげる。このような形式は近江国府にもみられるが、近江国府の場合は、正殿と後殿を単廊の回廊でつなぎ、さらに正殿と脇殿を回廊でつないでいるから、やや異なっている。したがって類似のものとして、大宰府政庁(正殿の東西各妻部に回廊が取りつき、その回廊が東西にのびて政庁を区画。脇殿は東西両殿とも南北2棟で正殿の前方に位置。)をあげ、その影響の大きさが注目されている。また時期については、出土した土器・瓦から8~9世紀と推定されており、少くとも8世紀前半には成立し2期ないし3期の建て替えをへて9世紀後半まで続いたとされる。次にこの国庁址以外の方位の異なる建物群については、各々の役割に応じた規模や構造によって地区単位に成立していったと考えられている。しかし、この点に関しては、建物配置にまで影響を与えていた大宰府の整然たるプランとは大きく異なるという疑問が依然として残っている。要するに、国庁を中心とした国府の建設が、実際に完全な都市計画のもとに実行されたとするならば、これらの状況をどのように検討しなおすか、今後の課題が多い、というなお慎重な見解を発掘当事者は示しているのである。<sup>7)</sup>

これに対して、米倉二郎は、肥前国が天平宝字元年(757)に中国から上国に昇格(*「続日本紀」*)

の「但馬肥前・加介一人」と考えられることを中軸に新しい説を呈している。米倉によれば、新たに発掘された国庁遺構の南北の中心軸は「真北に対し約九度西にふれて」いるが、先に想定した方8町の遺構は「ほぼ正方位」であるから、この国庁址の府郭とは考え難い。ところが肥前平野のこの付近の条里は「北十一度西位」の南北軸をもっており、この度の国庁址は条里との関係がより密接であるとされる。すなわち、「先述の方八町域内では道路、畦畔などの附替えが行われたらしく、南の条里遺構を北に延長して考察するに発掘された国庁址は佐嘉郡の十一条一里の三十四坪と三十三坪の坪界線にその中軸線が一致するようである。」と述べ、この国庁域に相当する国府域は当初11条1里の方6町域が考えられたが、川上川が西辺に迫り北辺にも山脚が突出しているから事実上は方5町域の府郭が形成されたと考える。この方5町が初期の国府であったが、上国への昇格によって方8町の府郭(すなわち前説以来の推定府域)に拡張され、この際に方位はほぼ正方向に改められ、条里を利用した旧府域の町割が廢されて新しい道路網が設定された。新しい方8町域国府の国庁はなお不明であるが、国庁址の東3町で発見された倉庫群と建物址が後期国庁の一部にあたる可能性があるとする一方、発掘された国庁址からは7世紀中頃から11~12世紀に及ぶ土器が発見されているから上国昇格後もそのまま利用された可能性も存在する、としている。この後者の可能性は、換言すれば、町割までは変更したが国庁の施設は中國時代そのままに新たに新設するにいたらなかったということになる。<sup>8)</sup>

上記の米倉新説は、肥前国府の改造を指摘したものとして、多くの示唆にとむ論考であるが、いくつかの疑念を提示しておきたい。第一は、

7) 高瀬哲郎「肥前国府跡の調査」、日本歴史424、1983、83~89頁。

8) 米倉二郎「國の昇格と國府の変容」、史林66-1、1983、82~85頁。

条里と国庁遺構がはたして同一の基準線上のものかという点である。発掘された国庁遺構の方位は N6°50'W であり、この点、氏の「真北に對し約九度西」という記述は明らかに誤りであり、とすれば N11°W の条里の方向とは 4° 以上くいちがうわけで、同一線上のプランであるとは考え難い。第二は、氏が先に推定された方 8 町域をふくめて国庁遺構付近まで条里が施工されたという点に対する疑惑である。たしかに米倉新説の A'B' の線は、現存する惣座から山の南裾を東北東行する道路と方位的には類似してはいるものの、次章で述べる付近の地割の存在や発掘結果を勘案すれば、なお疑問とすべき面が多い。第三に国庁址の時期を 7 世紀中頃から 11~12 世紀と推定する点である。発掘者の報告では、先述のように 8~9 世紀という時期が推定されているにすぎず、中国・上国両時代にわたるとするには根拠が乏しい。また国庁址の東 3 町から出土した建物群は、国庁址の整然たる大規模な建物と比較すれば、大国に昇格してからの国庁とは考え難いのである。第四に大国昇格後の府域とされる方 8 町は、あくまでも不等四辺形であり、かつ「ほぼ正方位」でもない。氏が從来、「国府の条坊と周辺条里とが方位を異にする場合、正方位の国府が先に設置された」と考えてこられたにもかかわらず、肥前の場合は、「その逆の場合もあり得ることがここに注意される。」と述べられることを重視すれば、筆者が次章で強調しようとしている地割こそが、「ほぼ正方位」なのである。以上、いくつかの疑惑を提示したが、米倉新説の意義を充分に認めはするものの、筆者としては否定的な見解に傾斜せざるをえない。

### 3 地割からみた肥前国府

(1) 地割復原図の作成 そこで、最近の考古学による発掘結果の枠を、いったんは脱つて考えてみたい。すなわち、歴史地理学が伝統的

に依拠するところの多かった地割を、主たる指標として肥前国府を見なおすこととしたい。

そのため、大和町都市計画図(1:2500, 1970 年測量・1971 年発行、アジア航測 K.K.) をベースとして、大和町役場に保管されている地籍図によって以前の地割等の復原をおこなった。大和町役場には明治期の大字ごとの地籍図が保管されていないので、資料として使用したのは 1958 年 12 月に複製された 1~2 小字ごとの字図(字限図、切図)である。これらは全て縮尺 1:600 であり、字名・地番のほかに字界・道路・水路・堤塘・別掲地区・社寺墓地・地目が記載されているが、複製こそ 1958 年であるとはいものの、道路・水路の形状や分筆の際の記入事項と方式などからみて、おそらく明治期のものを基本にしたものであろう。また小字「壱本杉」・「弐本杉」・「三本杉」については、字図を発見しなえかったので、やむをえず日本道路公団福岡建設局の九州横断自動車道用の地図(No.32, 1:1000, 1974 年測量・発行、アジア航測 K.K.) に記された道路・水路等を流用もしくは参照せざるをえなかった。後掲の第 2 図・第 3 図で当該地区の畔等の密度が、他地区に比して粗であるのはこのためである。

上記のようにして作成したのが第 2 図であるが、現在の国道 263 号線は当然のことながら図上には存在しない。南部には、筆者が先に注目した「印鑰」・「下印鑰」・「納所」・「宝満」などの、国府に関連すると考えられる地名が残存しているのとは対照的に、北部は壱本松(杉)のような機械的な小字名に変更されている。なお米倉の注目した「庁の坪」は現「三本杉」の北部に相当する。図には、発掘調査の地区割をも記入しておいたが、先述の国庁と考えられる遺構が発見されたのは、Q 地区のうち小字「五本杉」に含まれる地点であり、この東部が木下によつて注目された通称「瓦塚」(「四本杉」の一部)である。



第2図 国府周辺の地割・小字と発掘調査地区



第3図 1町方格の地割と国府域・国府

(2) 1町方格の地割と国府 新しく発見された国序址や国分寺域などを記入した第3図をもとにして検討したい。

まず注目されるのは、図の中央部に存在する方格状の道路と畦畔である。これらは、久池井・尼寺・北原・春日丘・国分<sup>9)</sup>北にわたる範囲に認められるが、このうち1町間隔に位置すると考えられるものを、図上に太実線で表わした。さらに、ややずれるものの、1町方格の道路・畦畔に準ずると考えられるものについても破線で表現した。もっとも、この範囲内の地割の大部分が、基本的にはほぼ正東西・南北の方位をもった地割であるゆえに、筆者の示した1町方格が東西あるいは南北に多少ずれる可能性も確かにある。しかし前掲の第2図と照合すれば明らかのように、G—H、K—Lの東西道路と、g—h、m—nの南北道路は、小字の境界線と重複する部分が多いこと、さらにm—nの道路が後述の国分寺域西辺に一致すること、などをあわせ考えれば、最も可能性が高いといわねばならない。

結論からいえば、第3図に示した1町方格の地割は、肥前国府の計画的方格道路の遺構もしくはそれを継承しているものと、筆者は考えたい。以下、その理由を述べる。

i) ここで問題としている1町方格の地割は、南方にひろがる佐賀平野の条里とは、明らかに区別されるべきものである。条里の方位は前章で述べたように、その南北軸がN11°W(第3図のI—Iはその一部)であるのに対し、当該地割はほぼ正東西南北方位を示すからである。この地割が佐賀平野の一般的な条里とは別種の、いわば異方位の条里ブロックである可能性を否定しきることはできない。しかし、この点に関しても、1町方格内部の地筆区分がいわゆる平均的な条里地割とは完全に異なっていること、

さらに第3図には示していないが当該地割の分布する範囲の大部分が、現在はもとより地籍図段階でも宅地・畠によって占められる水田不適地であること、などの反証をあげうるゆえに、きわめて薄弱な可能性しか残されていない。また大部分が宅地・畠であることからもわかるように、ほぼ正方位の1町方格地割が分布する地は、台地状の地形である。<sup>〔註5〕</sup>木下良が述べるように、米倉説の「方八町域」の大部分が低湿な水田であるのとは対照的に、当該地割の範囲が高燥で洪水の危険の少ない点も、国府所在地としての条件をみたしている。

一方、米倉説の「方八町域」の中には、それに相当する方位をもった明確な方格地割は認められない。わずかに東部に東西方向の平行線(A—, C—, E—, など)が存在するが、これは筆者のいうほぼ正方位の1町方格地割の一環のものであり、それゆえ米倉新説でいう上国昇格以後に新しく町割された痕跡は見いだしえない。

ii) 第3図のS—T—U—Vの肥前国分寺域が、当該地割の東辺に接していることも注目される。肥前国分寺については、方1町説と方2町説があった。しかし、1974・75年の発掘調査によって、講堂・金堂・塔・小子房・中門のほかに、東・西・南・北4門と築地・外濠・内濠などが発見され、約方2町域であったことが確認された。通称「にしの道」「ひがし道」が寺域の西限と東限に合致することからも、方2町であったことは確実である。<sup>〔註10〕</sup>このうち特に、通称「にしの道」(S—Uおよびその延長であるm—n)が、a—b, c—d, e—f, g—h, i—j, k—lの1町間隔に平行する南北道路の一環であることが、国分寺と国府のプランに共通軸のあったことをうかがわせる。ただ歴密にいえば、発掘によって推定された国分寺域は、正確な方2町の正方形ではなく、4辺が少しづ

9) この範囲は藤岡謙二郎『国府』、1969、246—248頁でも指摘されている。

10) 佐賀県大和町教育委員会『肥前国分寺跡』、1976、1—40頁。

つ長短のある不等辺の四辺形である。第3図でm—n線を破線にしたのは、他の南北道路より方位がやや西に偏している事実によるが、これは国分寺域の不整形と関連が深いであろう。なお国分寺としての力をもっていたのは、8世紀から平安時代末期までと推定されている。

iii) 次に、官道である西海道が、当該地割の外縁部をかすめていることをあげたい。これは木下良によって報告された佐賀平野北部に断片的に道路の痕跡の残る延喜道にほかならないが、第3図のQ—R線上に黒く塗りつぶした地筆は、かっての道路の痕跡であると推定しうる(特に国分寺南方の部分は、細長い微高地の樹林地であって、その可能性が高い)。要するに、1町方格地割の地に国府域を想定すれば、官道はその東南隅に入ってくることになり、木下の推定した佐嘉駅も国府南端に設置されることになる。<sup>11)</sup>またX—Rに沿って流れている水路にかけられたX点の橋が、今もなお「国府橋」と呼ばれている(先述の大和町都市計画図にもその名称が記入されている)ことにも注目したい。すなわち国府域の南縁を通る官道上の駅家の地点から北に屈折する地点に、「国府橋」(国府へ通じる橋)が存在するわけで、筆者のいう国府域がもし正しいとすれば、国府・官道・駅家が緊密に結節されていた状況がうかがえるのである。

これに対して、米倉説などのように西北方に国府域を考えれば、以上の交通施設と国府とが相当へだたることになり、「国府橋」の意味も理解しがたいことになる。

iv) 筆者のいう1町方格地割の分布地域は、現在のところ考古学的調査が実施されていないが、かって米倉説の範囲に限って実施された布目瓦の表面採集でも、第2図のH地区南部すなわち第3図のE, G, Cを記入した地点付近で

はその密なことが判明している。<sup>註6)</sup>したがって当該地割内部に、考古学的遺跡の存在する可能性は高い。

以上、筆者の指摘したほぼ正方位の1町方格地割が国府の遺構であることの根拠としてi)～iv)をあげたが、くりかえし述べたように、第3図のW地点に8～9世紀と推定される建物群が存在する事実は否定すべくもない。『肥前風土記』に「郡の西に川あり、名を佐嘉川といふ」という記述のあることから、この付近に佐嘉郡衙が存在する可能性がなくもないが、これほど整然とした配置をもつ建物群は国庁としか考えられない、という点に関しては筆者も贊意を表したい。とすれば、この国府の国府域を、どのように考えればよいのであろうか。

少なくとも、W地点の国庁址周辺に、国庁と同一方位をもった地割もしくは道路網から成る国府域を想定することはできない。N6°50'Wに近似する方位をもった畦畔は、まさしく国庁址地区に限られており、このことは一方では地下の遺構が地表上の地割と深い関連を有していることを如実に示すものであり、従来の歴史地理学が扱ってきた地割論が遺跡の所在を論議する際に、やはり有力であることを物語る好例ではある。しかしいずれにせよ、国庁周辺には同一方位の地割や道路網の存在は認められない。また、方位を論外においてみても、方格状の道路網の存在さえ認められない。さらに地割を無視して考えてみても、この地区に国庁を中心として方格の都市域を想定するのは、その中心近くに市ノ江川があること、国庁址の立地する自然堤防状の微高地が面積的に狭小であることなどの理由で、きわめて困難である。

米倉説の国府域についても、先に述べたように同一方位の方格地割が存在しない点、低湿な

11) 木下良「空中写真に認められる想定駅場」、びぞん64、1976、1—19頁、および戸祭由美夫「肥前の国府と条里」、藤岡編『地形図に歴史を読む5』1973、22—23頁。

12) 木下良「肥前国」、藤岡編『古代日本の交通路IV』所収、1979、80—82頁。

水田がひろがる点、市ノ江川によって府域が切斷される点、さらに発掘調査によつても府域であることを示す有力な遺構が発見されなかつた点、などを考えると、その可能性はきわめて薄い。

したがつて、国府といふ存在が方何町かの都市域をもつていたとするかぎり、肥前国府の府域はW地点周辺ではなく別の場所に考えざるをえないわけで、その地として最も可能性が高いのは筆者のいう1町方格の地割の分布する台地状の地ということになる。もっとも全国の国府が、どのような場合にも完全な方格の都市域を有していたか否かの論議については、今後さらなる検証が必要なことはいうまでもない。しかし、都市としての実態すなわち家屋によってある程度充填された市街地景観が形成されたか否かは別問題として、原則として、少くとも道路・街区割などに関するかぎりその体裁を整えていたと考える立場を、筆者はとるわけである。

肥前国府の府域として考えられる最大限の範囲は、方7町である。北限がA—B線、東限がm—n線、南限がO—P線、西限がEとKを結ぶ線と仮定すれば、その範囲は方7町域となる。しかし、この場合、西限と南限の線がいかにも影が薄く、ことに西海道や佐嘉駅を考慮にいれれば、O—Pを南限とすることには大きな疑問がともなう。したがつて、最も可能性の高い最大限の府域として、方6町の範囲をあげておきたい。すなわち、北限がA—B線、東限がm—n線、南限がM—N線、西限がa—b線ということになり、その範囲外の太実線・破線はO—Pを除けば府域外への道路の延長部と考える。この際、g—h線が府の中軸線に相当することになり、前記の「国府橋」に最も近接することも注目される。

上記の案は、府域内に印鑰社(Y)と国分尼寺(Z)が含まれてしまうという欠点を有しているが、この問題については次のように考える。

すなわち、国分尼寺域の所在は必ずしも確認されたものではない。また推定地に所在したとしても、国分尼寺と印鑰社が、国府存続期に現位置にあったという確証もない。要するに推定府域内に国分尼寺と印鑰社が含まれるという欠点は、両者が国府と同時期に現位置に存在していたという前提に立脚したものなのである。しかし、仮に一步ゆずつて上記のことが事実であったとすれば、先に推定した方6町を北へ1町ずらすか(K—L線が南限)、あるいはK—L線またはI—J線を南限として方5町もしくは方4町程度の府域を想定すべきであろう。なお、方4~6町のいずれの案をとるにせよ、筆者が前述で想定した府域とは、若干のへだたりをもつていることを断っておきたい。

ともあれ、W地点の国庁址は、推定府域から完全に離れて存在したことになる。この点については、推定国府域内に国庁が立地していたが何らかの要因(たとえば上国昇格や災害等)によって国庁のみが府域外へ移転し都市としての府域自体はそのまま原位置に存続した、初期はW地点の国庁のみが建設され後に府域の建設と整備が国庁とは離れた地で実施された、あるいはW地点にもやはり国府の存在した時期があり先後関係はともかくとして2カ所に国庁を含む国府が営まれた、など様々な可能性を想定しうる。筆者としては、このうち最前者の可能性をとりたいが、この問題の解決は、W地点の国庁の建替えを含めた正確な時期の確定と、筆者の指摘した1町方格地割の残る国府域における国庁の有無・府域の拡張の有無・地割の年代などを含めた発掘調査の結果を待たざるをえない。したがつて現段階では、都市としての肥前国府の存在を提言するにとどめておきたい。

本稿作成にあたり、佐賀県教育庁文化課の高島忠平・樋渡敏障・田平徳栄・高瀬哲郎の各氏に大変お世話になった。記して謝意を表したい。

(滋賀大学教育学部)